

徳之島町農業委員会

第 7 回定例会

議事録

令和 8 年 7 月 1 5 日

徳之島町農業委員会会議事録

1. 開催日時 令和8年7月15日（水）午前9時30分から

2. 開催場所 1階多目的ホール

3. 議事日程

第1 議案第20号 農地法第3条許可申請議案について（10件）

第2 議案第21号 農振農用地利用変更申出議案について（1件）

第3 議案第22号 農地法第4条許可申請議案（1件）

第4 議案第23号 農地中間管理権及び利用権の設定について（1件）

その他

4. 委員

		出席	13人	欠席	1人
--	--	----	-----	----	----

1番	出席	白 山 明	8番	出席	爲 島 良 一
2番	出席	平 山 正 也	9番	出席	武 島 光 子
3番	出席	嶺 田 正 秀	10番	出席	藤 田 喜 文
4番	出席	崎 田 広 光	11番	出席	内 博 行
5番	出席	鮫 島 徹 三	12番	出席	林 慶 造
6番	出席	木 場 友 広	13番	出席	原 田 辰 法
7番	出席	嘉 山 杏 奈	14番	欠席	里 美 幸

5. 農地最適化推進委員

		出席	4人	欠席	0人
--	--	----	----	----	----

1番	出席	林 誠 一 郎	3番	出席	泰 良 誠
2番	出席	福 洋 一	4番	出席	福 岡 佑 希

6. 事務局職員

局長	白 坂 貴 仁
次長	星 野 弘 仁
主事	島 玲緒奈(欠席)

議長	おはようございます。これより令和8年7月の農業委員会定例会を行いたいと思います。 本日は、14委員から欠席の報告を受けております。 その他の委員は、全員出席と言う事で本会は成立致します。。 本日提案された議案は、農地法第3条許可申請議案が10件、農振農用地利用変更申出議案が1件、農地法第4条許可申請議案が1件、農地中間管理権及び利用権の設定についてが1件、合計13件となっております。 署名委員は、13委員と2委員になっておりますので宜しくお願い致します。 議案は、一括して事務局が説明することに致します。 補足などがありましたら審議の段階で、担当委員からお願い致します。 それでは議案20号、農地法第3条の規定による許可申請について、受付番号26号から35号まで、事務局より一括して説明をお願い致します。
事務局	議案20号。 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明します。 受付番号26号。 譲渡人：沖縄県、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。 譲受人：亀津、〇〇歳、〇〇〇さん。 申請区分面積、畑11筆、6,901㎡。 権利取得後の面積は、14,917㎡。 農業の縮小、規模拡大。 作付予定作物は、さとうきび、みかん。 反あたり〇〇万円で売買です。 受付番号27号。 譲渡人：兵庫県、〇〇歳、〇〇〇〇さん。 譲受人：亀津、〇〇歳、〇〇〇〇さん。 申請区分面積、畑4筆、7,410㎡。 権利取得後の面積は、7,410㎡。 農地の贈与、新規就農。 作付予定作物は、さとうきびです。 新規就農となりますので、営農計画書を付けています。 年間計画は、さとうきび44 t です。 受付番号28号。

譲渡人：神奈川県、〇〇歳、〇〇〇〇〇〇さん。

譲受人：花徳、〇〇歳、〇〇〇さん。

申請区分面積、畑1筆、305㎡。

権利取得後の面積は、9,614㎡。

農業の廃止、規模拡大。

作付予定作物は、さとうきびです。

受付番号29号。

譲渡人：奄美市、〇〇歳、〇〇〇さん。

譲受人：花徳、〇〇歳、〇〇〇〇さん。

申請区分面積、畑2筆で、3,104㎡。

権利取得後の面積は、16,540㎡。

農業の売買、規模拡大。

作付予定作物は、さとうきびです。

受付番号29から32の4件分あわせて売買でした。

受付番号30号。

譲渡人：北九州市、〇〇歳、〇〇〇〇〇さん。

譲受人：花徳、〇〇歳、〇〇〇〇さん。

申請区分面積、畑2筆、4,753㎡。

権利取得後の面積は、18,189㎡。

農地の売買、規模拡大。

作付予定作物は、さとうきびです。

受付番号31号。

譲渡人：神奈川県、〇〇歳、〇〇〇〇〇〇さん。

譲受人：花徳、〇〇歳、〇〇〇〇さん。

申請区分面積、畑5筆、8,785㎡。

権利取得後の面積は、22,221㎡。

農地の売買、規模拡大。

作付予定作物は、さとうきびです

受付番号32号。

譲渡人：花徳、〇〇歳、〇〇〇〇〇さん。

譲受人：花徳、〇〇歳、〇〇〇〇さん。

申請区分面積、畑1筆、323㎡。
権利取得後の面積は、13,759㎡。
農地の売買、規模拡大。
作付予定作物は、さとうきびです。

受付番号33号。
譲渡人：下久志、〇〇歳、〇〇〇〇さん。
譲受人：下久志、〇〇〇〇〇〇〇〇さん。
申請区分面積、畑1筆、743㎡。
権利取得後の面積は、19,529㎡。
農地の売買、規模縮小。
作付予定作物は、ばれいしょ。
反あたり〇〇万円で売買です。

受付番号34号。
譲渡人：兵庫県、〇〇歳、〇〇〇さん。
譲受人：亀津、〇〇歳、〇〇〇〇さん。
申請区分面積、畑1筆、241㎡。
権利取得後の面積は、24,626㎡。
農業の廃止、規模拡大。
作付予定作物は、さとうきび。
許可後贈与です。

受付番号35号。
譲渡人：亀津、〇〇歳、〇〇〇さん。
譲受人：亀津、〇〇歳、〇〇〇〇さん。
申請区分面積、畑1筆、1,470㎡。
権利取得後の面積は、13,752㎡。
農地の売買、規模拡大。
作付予定作物は、ばれいしょ、たんかん、さとうきび。
反あたり〇〇万円で売買です。

以上10件。

申請書類上において、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件の全てを満たしていると考えます。

事務局	ご審議の程、宜しくお願いします。
議長	これから受付番号26号について、質疑を行います。 質疑のある方は、挙手をお願い致します。
2委員	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、これは〇〇県ですけど、〇〇で色んな農業を。 この〇〇〇〇〇〇、徳之島での農業は。〇〇さん。
6委員	この〇〇県の社長はわからないけど。 〇〇建設の〇〇〇さんは、〇建設の社長だけど、3～4年ぐらい前に貸して さとうきびを作ってたけど、湿気があると言う事で、ものすごく広いんだけどそこを放置してある。 で、そこを〇建設の社長が買って、今マンゴーハウスとかやってるんだけど、そこを勿体ないから従業員にさせようと～聞き取れず。
2委員	〇〇から来て農業をやると言う事だったから。 もう土地を手放すのかなと思ったから。 放ってあったんだね。
6委員	3～4年前までは、きび作ってたんだけど、湿気があるから～聞き取れず。
2委員	了解しました。
議長	他にございませんか。 無ければ質疑を打ち切ります。 採決します。 受付番号26号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願いします。 [全員挙手] 許可する事に致します。 続きまして受付番号27号について、質疑を行います。 質疑のある方は、挙手をお願い致します。 無ければ質疑を打ち切ります。

採決します。

受付番号27号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

許可する事に致します。

続きまして受付番号28号について、質疑を行います。

質疑のある方は、挙手をお願い致します。

無ければ質疑を打ち切ります。

受付番号28号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

許可する事に致します。

続きまして受付番号29号について、質疑を行います。

質疑のある方は、挙手をお願い致します。

無ければ質疑を打ち切ります。

受付番号29号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

許可する事に致します。

続きまして受付番号30号について、質疑を行います。

質疑のある方は、挙手をお願い致します。

無ければ質疑を打ち切ります。

受付番号30号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

許可する事に致します。

続きまして受付番号31号について、質疑を行います。

質疑のある方は、挙手をお願い致します。

議長

無ければ質疑を打ち切ります。

受付番号31号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

許可する事に致します。

続きまして受付番号32号について、質疑を行います。

質疑のある方は、挙手をお願い致します。

無ければ質疑を打ち切ります。

受付番号32号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

許可する事に致します。

続きまして受付番号33号について、質疑を行います。

質疑のある方は、挙手をお願い致します。

無ければ質疑を打ち切ります。

受付番号33号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

許可する事に致します。

続きまして受付番号34号について、質疑を行います。

質疑のある方は、挙手をお願い致します。

無ければ質疑を打ち切ります。

受付番号34号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

許可する事に致します。

続きまして受付番号35号について、質疑を行います。

質疑のある方は、挙手をお願い致します。

議長	無ければ質疑を打ち切ります。 採決します。 受付番号35号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕 許可する事に致します。 次に議案21号。 農振農用地利用変更申出について、事務局より説明をお願い致します。
事務局	農振農用地利用変更申出について、事務局から説明します。 受付番号3号。 申請人：〇〇、〇〇〇〇〇〇さん。 不動産の表示は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。 地目は、畑。 面積は、3,418㎡のうち、1,500㎡。 原因としましては、〇〇建設、〇〇〇〇〇〇〇農地の用途変更となっております。 こちらについては、別紙で、図面と位置図を付けていますので確認して下さい。 以上1件となります。 ご審議の程、宜しくお願いします。
議長	畑総入ってるよね。
事務局	畑総入っています。
4委員	工期とかどうなっていますか。
事務局	次の議案22号で説明しようと思ったんですが。 工期の方は、申請書4条の許可申請書、議案22号って書いてある計画、中程にある令和8年9月から令和9年3月までと言う事で、農協の事業の〇〇建設でするので、その期間内に終わらすと言う事になります。

4委員	これ何頭規模になりますか。
他委員	聞き取れず。
事務局	牛の数。
議長	面積からどれぐらい。
他委員	60坪。
議長	○委員さんの所は、何頭ぐらいですか。
11委員	50頭ぐらい。そう変わらんですね。これ30なんで1.5倍ぐらいです。
議長	他にございませんか。 無ければ質疑を打ち切ります。 採決します。 受付番号3号について、承認する事に賛成の方は挙手をお願いします。 [全員挙手] 承認する事に致します。 次に議案22号。 農地法第4条許可申請議案について、事務局より説明をお願い致します。
事務局	農地法第4条許可申請について、事務局から説明します。 受付番号4号。 申請人：○○、○○○○○さん。 不動産の表示は、○○○○○○○○○○○○。 地目は、畑。 面積は、3,418㎡のうち、1,500㎡。 原因は、○○建設。 ○○○○○○農地であるため、県の農業会議である○○○○委員会へ意見聴取する案件となります。

事務局	意見聴取の結果、許可指令書が出されます。 許可の条件としましては、農振の用途変更、畑総内であり地域計画内のため、地域計画の変更決定が条件となります。 別紙に位置図と事業計画書を付けています。 〇〇〇〇〇〇農地で許可できる用途変更であるため、立地基準においては問題がないものと思われます。 許可となれば、農地法第4条の規定による許可申請書に係る意見書を〇〇〇〇〇〇委員会へ提出します。 以上1件です。 ご審議の程宜しくお願い致します。
議長	これから議案22号について、質疑を行います。 質疑のある方は、挙手をお願い致します。 無ければ質疑を打ち切ります。 採決します。 受付番号4号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願いします。 [全員挙手] 許可する事に致します。 続きまして議案23号。 農地中間管理権及び利用権の設定について、事務局より説明をお願い致します。
事務局	議案23号。 農地中間管理権及び利用権の設定について、事務局より説明します。 農用地利用集積促進計画一覧表をご覧ください。 許可後、10月1日からの開始の分です。 左の列から順に受け手、次に対象農地、契約の内容、一番右が出し手となります。 No. 1～No. 5。 受け手は、亀徳、〇〇〇さん。

対象農地は、5筆、使用貸借。
契約期間は、10年です。

NO. 6～NO. 12。

受け手は、亀徳、〇〇〇さん。
対象農地は、7筆、使用貸借。
契約期間は、10年です。

NO. 13～NO. 18。

受け手は、諸田、〇〇〇〇〇さん。
対象農地は、6筆、賃借権。
契約期間は、10年です。

NO. 19～NO. 20。

受け手は、亀津、〇〇〇〇さん。
対象農地は、2筆、賃借権。
契約期間は、10年です。

NO. 21。

受け手は、亀津、〇〇〇〇さん。
対象農地は、1筆、賃借権。
契約期間は、10年です。

NO. 22～NO. 25。

受け手は、亀津、〇〇〇さん。
対象農地は、4筆、使用貸借。
契約期間は、10年です。

No. 26～NO. 30。

受け手は、天城町、〇〇〇〇さん。
対象農地は、5筆、賃借権。
契約期間は、10年です。

NO. 31～NO. 33。

受け手は、天城町、〇〇〇〇さん。

事務局

対象農地は、3筆、賃借権。

契約期間は、10年です。

NO. 34。

受け手は、天城町、〇〇〇〇さん。

対象農地は、1筆、賃借権。

契約期間は、10年です。

以上受け手9名、34筆。

面積61,712㎡です。

ご審議の程宜しくお願いします。

議長

これから議案23号について、質疑を行います。

質疑のある方は、挙手をお願い致します。

無ければ質疑を打ち切ります。

採決します。

受付番号5号について、承認する事に賛成の方は挙手をお願い致します。

[全員挙手]

承認する事に致します。

以上を持ちまして、本日の定例会を終了致します。

令和8年7月15日

署名委員

原 田 辰 法

平 山 正 也